

令和 7 年度保育施設の利用定員の設定について

～認可保育所の確認に係る意見聴取～

1. 認可保育所の確認（既存園の増築に伴う利用定員の変更）

認可保育所は「特定教育・保育施設」であり、市町村は、認可（認可権は京都府）を受けた教育・保育施設に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払う。

2. 意見聴取の根拠法令

市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項の審議会の意見を聴かなければならない。（子ども・子育て支援法第 3 1 条第 2 項より抜粋。なお、利用定員の変更の場合は、義務付けではない。）

3. 意見徴取の内容

（1）令和 7 年度 10 月増築予定の認可保育所

施設名称	事業主体	所在地	利用定員（前）	利用定員（後）
さくらんぼ 保育園	社会福祉法人 桜桃福祉会	神足垣外ケ内 1	0 歳 8 名	0 歳 12 名
			1 歳 18 名	1 歳 20 名
			2 歳 18 名	2 歳 25 名
			3 歳 22 名	3 歳 31 名
			4 歳 22 名	4 歳 31 名
			5 歳 22 名	5 歳 31 名
			計 110 名	計 150 名

※ 0～2 歳児は 3 号認定子ども、3～5 歳児は 2 号認定子どもとして。

（2）配置図

